

尼崎市民共済生活協同組合火災共済事業実施規則

全部改正	昭和42年	1月	1日
一部改正	昭和44年	1月	1日
一部改正	昭和47年	11月	1日
一部改正	昭和48年	2月	1日
一部改正	昭和48年	10月	1日
一部改正	昭和50年	7月	1日
一部改正	昭和52年	1月	1日
一部改正	昭和53年	11月	1日
一部改正	昭和54年	7月	1日
一部改正	昭和55年	10月	1日
一部改正	昭和59年	7月	1日
一部改正	平成元年	4月	1日
一部改正	平成3年	4月	1日
一部改正	平成6年	4月	1日
一部改正	平成12年	10月	1日
一部改正	平成29年	5月24日	
一部改正	平成30年	11月	1日

尼崎市民共済生活協同組合火災共済事業規約施行細則を廃止し、火災共済事業実施規則を次のとおり制定する。

(基準)

第1条 この規則は、尼崎市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）火災共済事業規約（以下「規約」という。）第49条の規定に基づき、火災共済事業の実施に関する事項を定める。

2 この組合の火災共済事業の実施については、この組合の定款及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和54.7.1・平成12.10.1〕

(建物の構造、用途の種別)

第2条 規約第2条第3項に規定する建物の構造、用途による種別は、次のとおりとする。

(1) 専用住宅

単に住居のみに使用する建物のうち、次に掲げるものをいう。

ア 独立住宅（1戸建住宅）

イ 長屋造住宅

一つの建物が2以上の住戸（1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいう。以下同じ。）に仕切られ、かつ、それらの住戸のいずれもが1世帯の生活単位として必要な設備（玄関、炊事場、便所等を含む。以下同じ。）をもつ建物（重層式を除く。）をいう。

ウ 耐火集合住宅

単に住居のみに使用する第2項第1号に定める耐火構造の重層式の建物で、一つの建物

が2以上の住戸に仕切られ、かつ、それらの住戸のいずれもが1世帯の生活単位として必要な設備をもつ建物をいう。

(2) 文化住宅

単に住居のみに使用する第2項第2号に定める非耐火構造の重層式の建物で、一つの建物が2以上の住戸に仕切られ、かつ、それらの住戸のいずれもが1世帯の生活単位として必要な設備をもつ建物をいう。

(3) 商店併用住宅

営業用に供されている部分が併せ設けられている建物で、第4号イ、エ及びオに該当しない建物をいう。

(4) 特級物件

ア アパート

単に住居のみに使用する建物のうち、アパート、寮、寄宿舍、下宿、間借及びこれらに類するもので、玄関、炊事場、風呂又は便所のいずれかが共用されている建物をいう。

イ 市場、マーケット

大屋根又はこれらに類するもの下に商店が集合している建物をいう。

ウ バラック

単に住居のみに使用する建物のうち、屋根又は壁のいずれかが可燃性のもの又はトタンのみで建築された簡易建築物をいう。

エ 危険物を取扱う営業部分が併せ設けられている建物

浴場（特殊浴場を含む。）、火薬類専門販売業（玩具用火火専門販売業を含む。）、塗料商、ペンキ商（看板屋を含む。）、ワニス商、再生資源集荷（回収）業、ガソリンスタンド等に類する営業部分が併せ設けられている建物をいう。

オ その他この組合が危険とする営業部分が併せ設けられている建物

食料品加工店、社交喫茶、遊技娯楽場、作業場、クリーニング店等に類する営業部分が併せ設けられている建物をいう。

2 規約第14条第2項に規定する耐火構造及び非耐火構造の区分は、次のとおりとする。

(1) 耐火構造

ア 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆（モルタル、パーライト、吹き付け石綿又はプレキャストコンクリート板等の耐火力をもった不燃材料による被覆をいう。）したもので組立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材料（コンクリート、レンガ、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくい等の不燃性の建築材料をいう。）で造られたもの。

イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

(2) 非耐火構造

木造、木造モルタル塗等で、前号に規定する耐火構造以外のもの。

3 一つの建物が構造、用途を異にする2以上の部分からなるときは、それぞれの構造、用途に

よる建物とみなす。

一部改正〔昭和 44. 1. 1・54. 7. 1・平成 12.10.1〕

(同一世帯に属する親族の範囲)

第 3 条 規約第 3 条第 1 項第 4 号に規定する組合員と同一世帯に属する親族とは、日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいう。

追 加〔平成 12.10. 1〕

(共済の目的の制限及び特例)

第 4 条 規約第 1 0 条第 1 項ただし書きに規定する共済の目的とすることができない建物及び規約第 1 1 条第 1 項ただし書きに規定する共済の目的とすることができない動産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空家又は建築中の建物及びその建物内に收容されている動産
- (2) 非合法の建物並びに防火上きわめて危険と認められる建物及びその建物内に收容されている動産
- (3) 常時 1 5 人以上の従業員が従事する作業場等及びその建物内に收容されている動産
- (4) 第三者に貸し付けている特級物件

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は共済の目的とすることができる。

- (1) 新築又は改築の場合で建物が完成し、3 0 日以内に居住することが確定している建物及びその建物内に收容されている動産
- (2) 居住地以外の建物で居住地に隣接している建物又はおおむね月 1 回以上見回りしている建物及びその建物内に收容されている動産

3 規約第 1 9 条第 1 項第 3 号の事実が発生した場合で、共済契約者が本組合にその事実を通知したときは、その理由が次の各号のいずれかに該当するときは、引き続き共済契約を締結することができる。この場合において、当該建物に收容されている動産については当該建物に相当程度の動産が残っており、かつ、組合が適当と認める場合に限り、引き続き共済の目的に含めることができる。

- (1) 転勤又は出張(長期又は短期)あるいは入院等により、空家又は無人となった建物で再入居を前提としたもの
- (2) 貸家などで入居者の移転により一時空家となった建物で入居を前提としたもの
- (3) その他組合が特に認めるもの

追 加〔平成 12.10. 1〕

(共済契約締結の単位)

第 5 条 共済契約者が同一の敷地内に所有する建物が 2 戸以上あり、それぞれの建物が規約第 1

0条第1項に定める建物である場合の契約については、建物ごとに戸別に締結することができる。

2 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物又は動産について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。

3 第2条第1項第1号ウに規定する耐火集合住宅及び同条同項第2号に規定する文化住宅につき締結された共済契約で、当該建物の住戸の合計床面積の90%以上の住戸床面積部分について共済契約が締結された場合は、当該共済契約には階段、廊下等の共用部分を含むものとする。

追 加〔平成12.10.1〕

(共済の目的の価額)

第6条 共済の目的である建物の価額は、標準的な価格とし、次の各号の場合には、それぞれ各号に規定する額を共済の目的の価額とする。

(1) 共済の目的である建物の再取得価額が1坪当たり80万円に当該建物の面積を乗じて得た額(以下「建物の標準価格」という。)以下であるときは、建物の標準価格を当該建物の再取得価額とする。

(2) 共済の目的である建物の再取得価額が、建物の標準価格を超え、かつ、1坪当たり90万円に当該建物の面積を乗じて得た額以下であるときは、その再取得価額を当該建物の再取得価額とする。

(3) 共済の目的である建物の再取得価額が、1坪当たり90万円に当該建物の面積を乗じて得た額を超えるときは、1坪当たり90万円に当該建物の面積を乗じて得た額を当該建物の再取得価額とする。

(4) 再取得価額特約の付帯しない場合の共済の目的である建物の時価額は、前各号に該当する額に0.7を乗じて得た額を当該建物の時価額とすることができる。

2 共済の目的である動産の価額は標準的な価格とし、次の各号の場合には、それぞれ各号に規定する額を共済の目的の価額とする。ただし、動産1点当たりの再取得価額の上限は100万円とする。

(1) 共済の目的である動産の再取得価額が当該動産を収容する建物の面積に応じて、次の表に定める額(以下「動産の標準価格」という。)以下であるときは、動産の標準価格を当該動産の再取得価額とする。

動産を収容する建物の面積	10坪未満	10坪以上20坪未満	20坪以上
動産の標準価格	1000万円	1500万円	2000万円

(2) 共済の目的である動産の再取得価額が、動産の標準価格を超え、かつ、次号の表に定める額以下であるときは、その再取得価額を当該動産の再取得価額とする。

(3) 共済の目的である動産の再取得価額が、次の表に定める額を超えるときは、次の表に定める額を当該動産の再取得価額とする。

動産を収容する 建物の面積	10 坪未満	10 坪以上 15 坪未満	15 坪以上
動産の上限額	1000 万円	1500 万円	2000 万円

(4) 再取得価額特約の付帯しない場合の共済の目的である動産の時価額は、前各号に該当する額に0.7を乗じて得た額を当該動産の時価額とすることができる。

3 共済契約を締結したのちにおいて、共済の目的である建物又は動産に変更が生じ、変更後に第1項第1号及び第2項第1号により再計算したそれぞれの標準価格が、共済契約締結のときのそれぞれの標準価格以下となった場合において、当該契約に基づく共済金の額は、それぞれ変更後に再計算した標準価格とする。

(共済金額の制限)

第7条 規約第13条第5項に規定する共済の目的たる建物又は共済の目的たる動産を収容する建物の構造、用途に応じて共済金額を制限するものは、次表のとおりとする。

建物の構造、用途	文化住宅	特級物件
建物の共済金額	300 万円	100 万円
動産の共済金額	400 万円	200 万円

一部改正〔平成12.10.1〕

(共済契約の申込みを承諾しない場合)

第8条 規約第16条第7項に規定する共済契約の申込みを承諾しない場合とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目は問わない。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき。
- (3) 過去数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
- (4) その他この組合が不相当であると認めたとき。

追 加〔平成12.10.1〕

(掛金の口座振替の適用)

第9条 規約第17条第2項の規定により共済契約者から口座振替による共済掛金の払込みの申し出があり、かつ、この組合がこれを承諾した場合に、掛金の口座振替を適用する。

2 前項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合の指定する集金代行業者（以下「集金代行業者」という。）が取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。
- (2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座から集金代行業者の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

- (3) 共済期間の満了日をこの組合の指定する日に合わせること。
- (4) 共済期間の満了日が異なる2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済契約を含む。）がある場合は、いずれの契約についても共済期間の満了日をこの組合の指定する日に合わせること。
- (5) 継続する契約について変更の申し出が無い場合は、共済期間が満了となる契約と同内容で契約更新を申し込むものとする。

追 加〔平成 12.10. 1〕

（口座振替による共済掛金の払込み）

第10条 規約第17条第3項に規定する共済掛金の払込みは、共済契約の満了の日の属する月の前月のこの組合が指定する日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額を集金代行業者の口座に振替えるものとする。

- 2 前項の場合には、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。
- 3 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）の共済掛金を振替える場合において、この組合は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振替えるものとし、共済契約者はこの組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約の共済掛金の振替えを指定できないものとする。
- 4 共済契約者は、予め共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。
- 5 口座振替により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略することができる。

追 加〔平成 12.10. 1〕

（口座振替不能の場合の取扱い）

第11条 共済契約者の諸般の事情により前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その共済掛金を当該共済契約の効力の発生日までに、この組合又はこの組合の指定した場所に払込みを行わない限り、共済掛金の払込みがなされなかったものとし、当該共済契約の効力は発生しないものとする。

追 加〔平成 12.10. 1〕

（指定口座の変更等）

第12条 共済契約者は、第9条第2項第1号に規定する範囲で指定口座を他の口座に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は予めその旨をこの組合に申し出るとともに第9条第2項第2号に規定する手続きをしなければならない。

3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、予めその旨をこの組合及び集金代行業者に申し出なければならない。

4 集金代行業者が共済掛金の取扱いを停止した場合において、この組合はその旨を共済契約者に通知する。

この場合において、共済契約者は強いて他の集金代行業者に変更しなければならない。

追 加〔平成 12.10. 1〕

(掛金の口座振替の消滅)

第 13 条 次の各号の場合には、掛金の口座振替は消滅するものとする。

- (1) 共済契約者から掛金口座振替の解除の申し出があったとき。
- (2) 第 9 条第 2 項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する諸変更の際し、その変更手続きが行われないうまま掛金の口座振替が不能となったとき。
- (4) 共済契約者が第 1 4 条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (5) 共済契約者が口座振替扱いによる共済掛金の払込みを停止したとき。

(口座振替日の変更)

第 14 条 この組合及び集金代行業者の事情により、この組合は将来に向かって第 9 条第 1 項に規定する振替日を変更することができる。

この場合において、この組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

追 加〔平成 12.10. 1〕

(団体加入)

第 15 条 削除

削 除〔平成 30.11.1〕

(団体加入者の掛金払込み)

第 16 条 削除

削 除〔平成 30.11.1〕

(見舞金)

第 17 条 規約第 3 7 条に規定する見舞金については、理事会において別に定める。

追 加〔平成 12.10. 1〕

(損害調査)

第 18 条 罹災物件の調査は、原則として 2 名以上の調査員によりこれを行うものとする。

一部改正〔平成 12.10. 1〕

(審査委員会)

第 19 条 規約第 3 8 条第 4 項に規定する審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔平成 12.10. 1・平成 29.5.24〕

(権利義務の承継)

第 20 条 規約第 4 6 条に規定する権利義務を承継する順位は次のとおりとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、共済契約者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項の順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位により父母については養父母を先にし実父母を後にする。

追 加〔平成 12.10. 1〕

(細 目)

第 21 条 前各条に規定するもののほか、火災共済事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

一部改正〔平成 12.10. 1〕

付 則 (昭和 41.11.26 理事会決定)

この規則は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 43.11.22 理事会決定)

この改正は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 47. 5.27 理事会決定)

この改正は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 47.12.21 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 2 月 1 日 (以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までの共済契約に係るものについては、改正前の規定を適用する。

付 則 (昭和 48. 9.10 理事会決定)

この改正は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 50. 5.16 理事会決定)

この改正は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 51. 10. 25 理事会決定)

この改正は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 53. 10. 3 理事会決定)

この改正は、昭和 53 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 54. 5. 11 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日 (以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに締結した共済契約に係る共済掛金については、なお従前の例による。

付 則 (昭和 55. 8. 19 理事会決定)

この規則は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 59. 5. 15 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日 (以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第 3 条及び第 4 条の規定は、施行日以後に効力の生ずる共済契約から適用する。

付 則 (昭和 63. 12. 1 理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第 10 条の規定は、施行の日以後に効力の生ずる共済契約から適用する。

付 則 (平成 2. 12. 17 理事会決定)

この規則は、理事長の定める日から施行する。

(理事長の定める日 平成 3 年 4 月 1 日)

付 則 (平成 6. 2. 18 理事会決定)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12. 5. 26 理事会決定)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29. 5. 24 理事会決定)

この規則は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 10 月 29 日理事会決定)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。